

武力紛争法上の「環境的考慮」の義務

——攻撃の際の予防措置における環境損害防止のための「相当の注意」——

保 井 健 呉

はじめに

- I. 国際環境法上の相当の注意
 - II. 武力紛争法上の相当の注意
 - III. 攻撃における環境損害防止のための相当の注意
- まとめにかえて

はじめに

武力紛争法は軍事的必要性 (military necessity) と人道的考慮 (humanitarian considerations) (・人道性 (humanity)) の衡量の下で、戦争の犠牲者、つまりは武力紛争の影響を受ける個人の保護を目的とする規範である¹⁾。このことを背景として、武力紛争法における環境 (environment) の保護は、保護の対象となるべき個別具体的な環境の特定の保護として確保されてきた²⁾。しかし近年、1996年の国際司法裁判所の核兵器の使用・威嚇の合法性に関する勧告的意見判決において、正当な軍事的利益の追求における必要性

-
- 1) 岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会、2020年) 757-758頁、黒崎将広・坂元茂樹・西村弓・石垣友明・森肇志・真山全・酒井啓亘『防衛実務国際法』(弘文堂、2021年) 304頁、浅田正彦編『国際法 第5版』(東信堂、2022年) 506頁。See also Philippe Sands and Jacqueline Peel, Adriana Fabra, Ruth MacKenzie, *Principles of International Environmental Law*, 4th ed. (Cambridge University Press, 2018), p. 832.
 - 2) See Wil D. Verwey, "Protection of the Environment in Times of Armed Conflict: In Search of a New Legal Perspective," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 8, No. 1 (1995), pp. 10-19.

と均衡性の中に環境的考慮 (environmental considerations) が含まれていないとされたとされたことなどを背景に³⁾、これまで個人の保護に適用されてきた武力紛争法の一般的な保護の枠組みが、環境の保護にも適用されることが認められつつある。環境が武力紛争法の一般的な保護対象である民用物の概念の中に含まれるとされるようになってきていることはその一例であろう⁴⁾。

環境が民用物として武力紛争法の一般的な保護の対象となったことは、単に武力紛争法の一般的な保護対象が拡大したことだけを意味するのではない。民用物を保護する武力紛争法の枠組みが、環境の実効的な保護を確保するように運用されなければならないことをも意味している。実際、2019年の国際法委員会による「武力紛争に関する環境保護」草案⁵⁾では、原則15において核兵器の合法性に関する勧告的意見判決で述べられたものと同様の環境的考慮の義務が確認されているが、この義務と区別や均衡性、軍事的必要

-
- 3) *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, ICJ Reports 1996, para. 30.*
 - 4) Richard Desgagné, “The Prevention of Environmental Damage in Time of Armed Conflict: Proportionality and Precautionary Measures,” *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol. 3 (2000), pp. 116-117; Karen Hulme, “Taking Care to Protect the Environment against Damage: a Meaningless Obligation?,” *International Review of the Red Cross*, Vol. 92, No. 879 (2010), p. 678; Michael Bothe and Carl Bruch, Jordan Diamond, David Jensen, “International Law Protecting the Environment during Armed Conflict: Gaps and Opportunities,” *International Review of the Red Cross*, Vol. 92, No. 879 (2010), pp. 576-578; Dieter Fleck, “The Protection of the Environment in Armed Conflict: Legal Obligations in the Absence of Specific Rules,” *Nordic Journal of International Law*, Vol. 82, No. 1 (2013), pp.9-15; Marco Sassòli, *International Humanitarian Law: Rules, Controversies, and Solutions to Problems Arising in Warfare* (Edward Elger, 2019), para. 10.187; Cymie R. Payne, “Protection of the Natural Environment,” in Bens Saul and Dapo Akande (eds.), *The Oxford Guide to International Humanitarian Law* (Oxford University Press, 2020), pp. 209-210; 保井健呉「武力紛争法による武力紛争の影響からの自然環境保護の射程——民用物としての自然環境に対する保護の検討を中心に——」『同志社法学』73巻1号(2021年)68-77頁。他にも、環境を武力紛争法の保護対象である財産(property)として保護することが論じられている。Michael Bothe, “The Protection of the Environment in Times of Armed Conflict,” *German Yearbook of International Law*, Vol. 34 (1991), p. 55.
 - 5) ILC, “Protection of the Environment in Relation to Armed Conflict,” *Official Records of the General Assembly, 74th Session, Supplement no.10* (2019) (A/74/10), pp. 247-265.

性や攻撃の際の予防措置と言った武力紛争法の原則及び規則について、保護の観点から自然環境に適用されるとする原則14との関連性が指摘されている⁶⁾。他にも、環境的考慮の義務については、戦闘の手段・方法が用いられる際に自然環境の保護に妥当な考慮 (due regard) を払うことが求められるようになってきている⁷⁾。以上のように、武力紛争法の規定する環境の保護が拡充されていることが明らかである一方で、環境が具体的にはどのように保護されるかは必ずしも明らかではないという現状がある。それでは、こうした武力紛争法における環境的考慮の義務の下で、環境の実効的な保護を確保するために、具体的にどのような措置がとられなければならないのだろうか。

この問いに答えるために、本稿では環境を保護対象とする国際環境法上の環境損害防止義務の内容を参照することで、武力紛争法上の環境的考慮の義務における環境の実効的な保護のための措置の内容を明らかにする。国際環境法において保護対象である環境とは、いまだ明確で統一的な定義が確立されていないものの、一般に想像されやすい自然環境にとどまらない人工物をも含む人間の生存を支え、また豊かにするもの全般が該当すると理解されている⁸⁾。対して、武力紛争法は自然環境や文化財といった特定の環境は別として、一般的な環境の定義をおいていないものの、武力紛争法の一般的な

6) *Ibid.*, p. 257. なお、原則15についてはその後に出された第3報告書において削除が決定されている。Marja Lehto, *Third Report on Protection of the Environment in Relation to Armed Conflicts* (2022) (A/CN.4/750), pp.63-65.

7) See Louis Doswald-Beck (ed.), *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea* (Cambridge University Press, 1995), para. 44 (邦訳は竹本正幸監訳、安保公人・岩本誠吾・真山全訳『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』(東信堂、1997年)を参照); Program on Humanitarian Policy and Conflict Research at Harvard University, *HPCR Manual on International Law Applicable to Air and Missile Warfare* (Cambridge University Press, 2013), para. 89; Yoram Dinstein and Arne W. Dahl, *Oslo Manual on Select Topics of the Law of Armed Conflict: Rules and Commentary* (Springer, 2020), Rule 138; ICRC, *Guidelines on the Protection of the Natural Environment in Armed Conflict: Rules and Recommendations Relating to the Protection of the Natural Environment under International Humanitarian Law, with Commentary* (ICRC, 2020), Rule 1. See also Hulme, *supra* note 4, pp. 685-686.

8) ストックホルム宣言前文1項、3項参照。

保護対象である民用物とは、軍事目標に含まれない物 (object) すべてから構成される点で、国際環境法上の環境を構成する個別の要素を包含するものである⁹⁾。そのため、保護対象である環境について、武力紛争法と国際環境法の間には実質的な差異がほとんどない。このことは、人について国際人権法と武力紛争法がそうであるように、環境について国際環境法と武力紛争法は一般的な保護対象を共有していると言えるだろう。

加えて、国際環境法と武力紛争法は、共通の保護対象である環境の保護のために、どちらも相当の注意義務に分類される手続的義務を活用している。領域使用の管理責任に起源をもつ国際環境法上の環境損害防止義務においては、相当の注意義務に分類される事前通報・協議を行う義務や環境影響評価の義務、緊急事態の通報義務といった手続的義務が重要な役割を果たしている¹⁰⁾。他方で、武力紛争法についても、武力紛争法上の行為の義務の多くが相当の注意義務にあたりとされており、敵対行為に関しては攻撃の際の予防措置をとる義務が文民や民用物の保護のためにとられなければならない具体的な措置を規定する手続的義務であり、相当の注意義務に該当するとされている¹¹⁾。

9) 第一追加議定書52条参照。

10) Phoebe N. Okowa, "Procedural Obligations in International Environmental Agreements," *British Year Book of International Law*, Vol. 67, No. 1 (1996), pp. 332-333; Mari Koyano, "The Significance of Procedural Obligations in International Environmental Law: Sovereignty and International Co-operation," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 54 (2011), p. 116; 松井芳郎『国際環境法の基本原則』(東信堂、2010年) 81-83頁、岩沢『前掲書』(注1) 328頁。

11) Antal Berks, "The Standard of Due Diligence as a Result of Interchange between the Law of Armed Conflict and General International Law," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 23, No. 3 (2018), pp. 434-435; Marco Longobardo, "Due Diligence in International Humanitarian Law," in Heike Krieger and Ann Peters, Leonhard Kreuzer (eds.), *Due Diligence in the International Legal Order* (Oxford University Press, 2020), pp. 184, 187-189. See also Yoram Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict*, 2nd ed. (Cambridge, University Press, 2010), para. 342; Stefan Oeter, "Specifying the Proportionality Test and the Standard of Due Precaution: Problems of Prognostic Assessment in Determining the Meaning of 'May Be Expected' and 'Anticipated,'" in Claus Kreß and Robert Lawless (eds.), *Necessity and Proportionality in International Peace and Security Law* (Oxford University Press, 2021), pp. 353-356.

武力紛争法と国際環境法は、武力紛争の有無といった適用される文脈の違いや国家機関と私人といった想定される侵害の主体の違い、損害を防止する義務の対象となる領域の違いをはじめとして、他にも様々な点で前提に相違があることは否定できない。他方で、等しく環境の保護を目的の一つとすることを考えたとき、そのための環境の保護に資する実効的な措置が大きく異なるとは考えられない。この点で、国際環境法の下で相当の注意にあたる措置は、武力紛争法の下でも環境を保護するための相当の注意にあたるように思われる。

以上から、本稿では国際環境法上の相当の注意と武力紛争法上の相当の注意、中でも武力紛争における軍事行動一般ではなく、砲爆撃に代表されるような、紛争当事者による暴力行為である攻撃の際に特にとられなければならない予防措置との比較検討を通して、武力紛争法の環境的考慮の義務の下で、環境の実効的な保護を確保するための、具体的な措置の内容を明らかにする。そのため、国際環境法上の相当の注意（Ⅰ）と、武力紛争法上の相当の注意義務の一つにあてはまる、攻撃の際の予防措置をとる義務の内容（Ⅱ）をそれぞれ確認した上で、国際環境法における相当の注意を、攻撃の際の予防措置の中に位置づけることができるのかを検討する（Ⅲ）。なお、検討は、原則として国際的武力紛争に適用される武力紛争法を対象として行う。また、武力紛争の当事国間で生じる環境損害の防止を検討の対象とする。

I. 国際環境法上の相当の注意

相当の注意義務とは、国際義務違反の発生を予防するための国家の「行為の義務」であり、国家に通常であれば払うであろう注意を払うことを求める義務である。この義務は、伝統的には国家責任の文脈で論じられてきた義務であり、主として国際責任の成立に関する基準として用いられてきた。その際、要求される相当の注意の程度は、問題となる事件の状況や、関連する一次規則の内容によって決定される¹²⁾。

国際法の発展に伴って、今日この相当の注意義務の下でとられるべき相当の注意の内容は、関連する状況や一次規則から導出される必要があるものではなく、より直接的にとられなければならない措置を規定する手続的義務それ自体を指すようになってきている¹³⁾。こうした相当の注意を示す手続的義務について、例えば国際環境法の文脈では様々な国際環境法上の手続的義務¹⁴⁾の中でも事前通報・協議義務、環境影響評価の義務、緊急事態の通報義務が特に重要な義務として挙げられている¹⁵⁾。

そこで、以下では事前通報・協議義務、環境影響評価の義務、緊急事態の通報義務のそれぞれについて、その性質と具体的内容を確認する。確認にあたっては、国際判例において示された義務とその内容を中心に、国際環境法の基本文書に位置づけられるリオ宣言及び国際法委員会の「危険活動から生じる越境損害の防止に関する条文（越境損害防止条文）」のほか、特定の環境や事項を規律する条約であっても地域を限らず普遍的に適用される条約を取り扱う。なお、本稿での検討は武力紛争における環境の実効的な保護を確保するための措置を明らかにするためのものであることから、確認にあたって問題の義務やその内容の慣習法性に関する議論には踏み込まない。

1. 事前通報・協議義務

事前通報・協議の義務に関する国際判例として、1957年のラヌー湖事件の仲裁判決では、国際水路の公平利用原則の文脈においてではあるが、信義誠

12) Marco Longobardo, "The Relevance of the Concept of Due Diligence for International Humanitarian Law," *Wisconsin International Law Journal*, Vol. 37, No. 1 (2019), pp.51-52.

13) See Sands *et al.*, *supra* note 1, pp. 211-212; 山本草二『国際法における危険責任主義』（東京大学出版会、1982年）102-103頁。

14) 国際環境法上の手続的義務には、以下で取り上げる事前通報・協議義務、環境影響評価の義務、緊急事態の通報義務の他にも、環境への影響の監視義務、監視結果の公表義務、情報交換の義務、情報公開の義務等が存在している。見矢野マリ「国際環境法における手続的義務の意義：国家主権に対する『緩やかなコントロール』の基礎として」『新世代法政策学研究』20巻（2013年）202頁。

15) 見矢野マリ「国際環境法における手続的義務」西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義 第2版』（有信堂、2022年）48、52頁。

実の諸規則の下における手続的な権利及び義務として協議及び交渉の義務があるとしている¹⁶⁾。ここでは、事前通報義務の目的について、被影響国が適切な時期において可能な限り自国の川沿いの住民が補償を受ける権利と、自国の一般的利益とを保護するためであることが述べられている¹⁷⁾。また、国際司法裁判所による2015年の国境地域活動事件と道路建設事件の併合判決においても、重大な越境損害の恐れのある場合における被影響国への通報と協議を行う義務の存在が確認されている¹⁸⁾。

これらの義務について、リオ宣言は第19原則において、「各国は、国境を越えて環境に重大な悪影響をもたらすおそれのある活動について、潜在的に影響を被るおそれのある国に対し、事前の時宜になかった通知及び関連情報の提供を行い、並びに早期に且つ誠実にこれらの国と協議しなければならない」¹⁹⁾と述べている。越境損害防止条文では8条において、同条文の7条に基づく評価から重大な越境損害を生じさせる危険が明らかとなった場合、被影響国に対して危険と評価及びその関連情報を適時通報しなければならないとしている。この通報と関連して、8条2項は被影響国からの反応があるまで、6か月は問題の活動の許可に関して決定を行わないことを求めている。通報と関連して、9条1項は関係当事国の要請に基づく協議が行われることを述べている。

これら基本文書における言及のほか、環境損害の可能性について事前通報や協議を義務づける条約やその規定を確認することができる。例えば、「国境を越える状況での環境影響評価に関する条約（エスポ条約）」の3条では、1項で国境を越える重大な悪影響をもたらすおそれのある計画活動につい

16) *Affaire du lac lanoux, Compromis d'arbitrage du 19 novembre 1956, Reports of International Arbitral Awards, Vol. 12 (1957), pp. 300-301.*

17) *Ibid.*, p. 309.

18) *Certain Activities Carried Out by Nicaragua in the Border Area and Construction of a Road in Costa Rica along the San Juan River, Judgement of 16 December 2015, ICJ Report 2015, para. 106.*

19) 以下、リオ宣言の邦訳は、「環境と開発に関するリオ宣言」植木俊哉・中谷和弘編『国際条約集 2022年版』（有斐閣、2022年）589-590頁による。

て、エスポ条約の規定する適切かつ効果的な協議を確保するために、当該計画活動について通報することを義務づけている。通報の内容としては、問題の計画活動とその影響に関する情報や関連して行われる可能性のある決定の性質、協議のための回答の合理的期限が含まれていなければならない。他にも、「国際水路の非航行的利用の法に関する条約」の12条は他の水路国に重大な悪影響を与える可能性のある計画措置について時宜を得た通報を行うことを義務づけており、その内容に被通報国が計画措置の影響を評価できるよう環境影響評価に関する情報が含まれていなければならないとされる。

環境損害防止のための事前通報の義務は、協議の義務との組み合わせを通して、単に潜在的な被影響国に可能性を通報するだけでなく、原因国との協議を通して環境リスクの客観的評価や、リスクのコントロールといった様々な機能を果たすものであり、そしてなによりも関係当事国間での紛争防止のためのメカニズムとして機能している²⁰⁾。また、協議を通じた当事国間の利益衡量によって問題の活動から生じる損害を防止し、または最小化することが期待できる²¹⁾。

これらの義務の具体的内容については、関連する文書や条約の間でも文脈の違いから細部に異なりはあるものの、以下のように整理される。まず、事前通報の義務については、通報は問題の計画の着手以前に行われなければならない²²⁾。また、通報に付随する義務として、通報を受けた潜在的な被影響国には合理的な期間内に反応を返す義務が存在している²³⁾。

事前通報を行う義務と密接に関連する協議義務については、原因国に潜在

20) 見矢野マリ『国際環境法における事前協議制度：執行手段としての機能の展開』（有信堂、2006年）206-230、233頁、白井知史「事前の協議および通報」西井正弘・白井知史編『テキスト国際環境法』（有信堂、2011年）158頁。

21) See ILC, "Prevention of Transboundary Harm from Hazardous Activities," *Official Records of the General Assembly, 56th Session, Supplement no. 10* (2001) (A/56/10), p. 159.

22) See Okowa, *supra* note 10, pp. 291-929; Koyano, *supra* note 10, p. 115.

23) 白井「前掲論文」（注20）162-163頁参照。

的な被影響国と誠実に交渉する義務があるほか、合理的な期間内における交渉で計画の実施に関する合意が得られない場合、原因国は独自の判断で計画を実施することができる²⁴⁾。

2. 環境影響評価の義務

環境影響評価を実施する義務については、国際司法裁判所による2010年のウルグアイ河パルプ工場事件判決において、越境的性質の深刻な悪影響の恐れがある産業活動の場合に環境影響評価を行う一般国際法上の義務が存在するであろうことを確認している。もっとも、環境影響評価の実施項目については、相当の注意の下で行われる限り、国家の裁量に服することも確認されている²⁵⁾。さらに、2015年の国境地域活動事件と道路建設事件の併合判決において国際司法裁判所は、2010年の判決を確認した上で環境影響評価を実施する義務が越境的性質の深刻な悪影響の恐れがある活動一般について存在することを確認している²⁶⁾。

この義務について、リオ宣言は第17原則において、「環境影響評価は、国の手段として、環境に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、かつ、権限ある国家機関の決定に服する活動について、実施しなければならない」ことを述べている。越境損害防止条文は7条において、越境損害をもたらす恐れのある活動の危険 (risk) を評価する義務のあることを述べており、こうした評価の義務には環境影響評価を行う義務が含まれるとしている。特定の事項に対してではなく環境影響評価を行う一般的な義務について、エスポ条約の4条が条約の付属書Ⅱに規定される一定の内容を最小限含む環境影響評価を行う義務を規定している。

24) 同上、163頁、岩沢『前掲書』(注1) 330頁参照。

25) *Case concerning Pulp Mills on the River Uruguay, Judgment of 20 April 2010, ICJ Report 2010, paras. 203-205.*

26) *Certain Activities Carried Out by Nicaragua in the Border Area and Construction of a Road in Costa Rica along the San Juan River, Judgement of 16 December 2015, ICJ Report 2015, para. 104.* 鳥谷部瑛「環境影響評価義務：サンファン川事件」繁田泰宏・佐古田彰編『ケースブック国際環境法』(東信堂、2020年) 32頁参照。

環境影響評価の実施は意味のある事前通報・協議の義務の履行のために不可欠であることが指摘されている²⁷⁾。実際、事前通報や協議を求める条約においても、関連する情報の通報が義務づけられていることを確認することができる。それぞれの義務は密接に関連しており、このことは環境影響評価を行う慣習国際法上の義務の存在を示すものでもある²⁸⁾。この点で、環境影響評価を行う義務の目的の一つに、協議の基礎となる客観的情報を提供することを挙げることができる。この義務の目的としては他にも、評価から明らかになった事情が考慮されることを通じて実際上環境保護が強化されることや²⁹⁾、こうした手続的義務の存在そのものが例えば開発との関連で、環境に配慮した持続可能な開発の実現に寄与すること、環境規制基準の発展、手続きの透明性の確保といった点が挙げられている³⁰⁾。

環境影響評価は重大な悪影響や実質的な汚染のおそれがある場合に行われる³¹⁾。環境影響評価の内容は当事国の裁量に委ねられているものの、信義則に基づく実質的なものであることが求められている³²⁾。実質的な内容を持つ環境影響評価の内容としては、例えば越境環境影響評価の場合には少なくとも影響を受けるであろう他国の人や財産、環境に対して生じる恐れのある影響を評価することが求められているほか³³⁾、環境影響評価に最低限含まれるべき内容などを規定する条約を参照し得る³⁴⁾。具体的な例として、先に掲げたエスポ条約では、計画自体の潜在的影響に加えて、計画の代替案や緩和措置、評価手法等が含まれていなければならないとしている。

27) 白井知史「前掲論文」(注20) 164-165頁、見矢野マリ「環境影響評価 (EIA)」西井正弘・白井知史編『テキスト国際環境法』(有信堂、2011年) 186-187頁。

28) 見矢野「前掲論文」(注27) 179-180頁。

29) Ellen Hey, *Advanced Introduction to International Environmental Law* (Edward Elger, 2016), pp. 80-81.

30) 見矢野「前掲論文」(注27) 188-190頁。

31) See Alan Boyle and Catherine Redgwell, *International Law and the Environment*, 4th ed. (Oxford University Press, 2021), pp. 191-193.

32) Koyano, *supra* note 10, p. 115; 見矢野「前掲論文」(注15) 57-58頁。

33) Boyle and Redgwell, *supra* note 31, p. 196.

34) 見矢野「前掲論文」(注27) 185-186頁。

3. 緊急事態の通報義務

緊急事態において通報を行う義務は、国際環境法ではなく一般国際法上の義務として、人道の基本的考慮、海上交通自由の原則及び領域使用の管理責任に基づくものの存在が、1949年に国際司法裁判所のコルフ海峡事件において確認されている³⁵⁾。

国際環境法の文脈における緊急事態における通報の義務について、リオ宣言の第18原則は、「各国は、突発の有害な効果を他の諸国の環境にもたらすおそれのある自然災害その他の緊急事態を、それらの国に直ちに通知しなければならない。…」ことを述べている。同様の義務は、越境損害防止条文では、17条において述べられており、そこでは緊急事態の発生に加えて、「すべての関連ある利用可能な情報」を提供することが求められている。

こうした緊急通報の義務は、いくつかの特定の事態や環境の保護を目的とした条約にも規定されている。原子力事故について、もっぱら緊急通報を規定する原子力事故早期通報条約では、2条1項で事故の発生とその種類、時刻、適当な場合には場所を通報することが義務づけられているほか、2条2項は事故の影響を最小に留めるために提供可能な情報として、5条に規定される事故の発生時刻と適当な場合には場所及び種類、関連する施設及び活動、想定又は確定した原因及び予想される進展、放出される放射性物質の特徴、放出と関連する気象学及び水文学的情報、モニタリングの結果、防護措置、予見される放射性物質の挙動について通報を求めている。また、油汚染準備対応協力（OPRC）条約の5条1項（c）が「油による汚染事件」の場合の影響をうける恐れのある他国への通報を義務づけており、通報には事件に対する自国の詳細な評価及び自国の取った又はとろうとしている措置、適当な追加情報が含まれていなければならないとしている。

他にも、国連海洋法条約の198条が「海洋環境が汚染により損害を受ける

35) *The Corfu Channel Case (Merits), Judgment of 9 April 1949, ICJ Report 1949, p. 22.*

差し迫った危険がある場合又は損害を受けた場合」、生物多様性条約の14条(d)が「急迫した又は重大な危険又は損害」の及ぶ場合の影響をうける恐れのある他国への通報を義務づけている。もっとも、これらの条約では緊急通報が行われなければならない場合が述べられている一方で、事態の発生以上の情報を通報する義務には言及していない。

環境損害についての緊急事態の通報義務についても、多くの条約で規定されているほか、一部の条約では事態の通報において被害を局限するための関連情報の通報が行われなければならないことまでが規定されている。もっとも、慣習国際法上どこまでの情報が緊急通報において伝えられなければならないかは不明である³⁶⁾。少なくとも、通報を受けた国が被害を最小限にし、また国際法上とりうる事故防護の措置をとることができるような実質を伴っている必要があるだろう³⁷⁾。なお、通報の義務を生じさせる緊急事態については、既に発生した突発的な事態だけでなく、環境損害が予想される計画的な行為も含まれうることが指摘されている³⁸⁾。

II. 武力紛争法上の相当の注意

1. 武力紛争法における相当の注意義務

相当の注意義務にあたる武力紛争法上の義務は多岐にわたる。まず、1949年のジュネーヴ諸条約の共通1条や第一追加議定書の1条2項で述べられているような武力紛争法の一般的な遵守義務が該当する。また、本稿で主たる検討の対象とする敵対行為との関連では、ハーグ陸戦規則27条の「…成ルヘク損害ヲ免レシムル為必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス…」という規定や、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第四編第一部第四章の「予防措置」

36) 松井『前掲書』(注10) 88頁。

37) Boyle and Redgwell, *supra* note 31, p. 207; 児矢野「前掲論文」(注15) 58頁。

38) 同上、49頁。

におかれた、攻撃の際の予防措置を規定する57条と、攻撃の影響に対する予防措置を規定する58条に述べられた諸規則について、相当の注意義務に該当すると言えるだろう³⁹⁾。武力紛争法上の相当の注意義務については他にも、文民及び非戦闘員の保護や占領に関する規則にも存在することが指摘されている⁴⁰⁾。

2. 攻撃の際の予防措置をとる義務の具体的内容

以下では本稿の検討対象である攻撃の際の予防措置をとる義務について、攻撃の際の予防措置をとる義務を列挙する第一追加議定書57条2項、3項を手掛かりに、赤十字国際委員会の『慣習国際人道法』⁴¹⁾や各国の武力紛争法マニュアルを参照しつつ、攻撃の際の予防措置をとる義務の履行における、相当の注意にあたる措置の内容を確認する。

(1) 第一追加議定書57条2項 (a) (i) : 目標を識別する義務

第一追加議定書は57条2項 (a) (i) において、「攻撃の目標が文民又は民用物でなく、かつ、第五十二条2に規定する軍事目標であって特別の保護の対象ではないものであること及びその目標に対する攻撃がこの議定書によって禁止されていないことを確認するためのすべての実行可能 (feasible) なこと」が攻撃を計画し、決定する者によって行われなければならないことを規定している。赤十字国際委員会のコメンタリーは、この義務の下で攻撃を計画し、実行する者は目標の性質に疑いがある場合には追加的な情報の収集を行わなければならないとしている⁴²⁾。また、この義務の履行は、追加的な情報を収集する豊富なりソースをもつ上官だけではなく、部下も含むすべて

39) Longobardo, *supra* note 11, pp. 184-189.

40) *Ibid.*, pp. 189-192.

41) Jean-Marie Henckaerts and Louis Doswald-Beck (eds.), *Customary International Humanitarian Law, Rules*, Vol. 1 (Cambridge University Press, 2005).

42) Yves Sandoz et al. (eds.), *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (Nijhoff, 1987), para. 2195.

の者に課される義務であるとされる⁴³⁾。また、この義務には、「すべての実行可能なこと」という限界がおかれているが、この語句の指す現実的な実行可能性の考慮要素の中に軍事作戦の成否が含まれうることが主張された一方で、この義務の履行によって軍事作戦の成功がどのような危険にさらされるのか不明確であることも指摘されている⁴⁴⁾。なお、特に現代的な情報の獲得手段に関して、交戦者によっては利用可能でない場合があることは認識されている⁴⁵⁾。

赤十字国際委員会の『慣習国際人道法』は規則16において、第一追加議定書57条2項(a)以下の内容が慣習法化したとして、目標が軍事目標であることを確認するすべて実行可能なことが行われなければならないとしている⁴⁶⁾。目標の識別は義務を負う者がその時点において入手可能な情報に基づいて行われる⁴⁷⁾。国家の武力紛争法マニュアルでは、目標を識別する義務の履行可能性について、様々な要因が考慮されるべきであるとしている。この要因には、本人による目標の識別可能性や本人の地位、目標の取り扱いに関する命令の存在、目標を識別する際に生じる友軍への危険⁴⁸⁾、識別のためにとることのできる時間などが挙げられている⁴⁹⁾。もっとも、これらの目標の識別に対する障害は、目標を識別できない状況における攻撃を正当化するも

43) *Ibid.*, para. 2197.

44) *Ibid.*, para. 2198.

45) *Ibid.*, para. 2199.

46) Henckaerts and Doswald-Beck (eds.), *supra* note 41, p. 55.

47) Dinstein, *supra* note 11, paras. 343-344.

48) See, *ibid.*, paras. 348-349; 黒崎ほか『前掲書』(注1) 375-377頁。

49) Office of the Judge Advocate General, *Law of Armed Conflict: At the Operational and Tactical Levels* (2001) (*Canadian Manual*), para.418.2; U.K. Ministry of Defence, *The Manual of The Law of Armed Conflict* (Oxford University Press, 2004) (*U.K. Manual*), para. 5.32.2; New Zealand Defence Force, *DM 69 Manual of Armed Forces Law*, 2nd ed., Vol. 4 (2019) (*N.Z. Manual*), para. 8.7.9. See also Wolff H. v. Heinegg, “Considerations of Necessity under Article 57 (2) (a) (ii), (c), and (3) and Proportionality under Article 51 (5) (b) and Article 57 (2) (b) of Additional Protocol I: Is There Room for an Integrated Approach?,” in Claus Kreß and Robert Lawless (eds.), *Necessity and Proportionality in International Peace and Security Law* (Oxford University Press, 2021), pp. 330-332.

のではなく、さらなる識別までの攻撃の中止または停止が求められている⁵⁰⁾。

なお、目標の識別に用いられる情報としては、諜報報告や航空機・人工衛星による偵察情報などが用いられる⁵¹⁾。収集の対象となる情報については、目標となる民用物の性質やその周辺の状況、文民の密度、環境といった要素が含まれるとされる⁵²⁾。

(2) 第一追加議定書57条2項 (a) (ii)：戦闘の手段・方法の選択における義務

第一追加議定書57条2項 (a) (ii) は、「攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用物の損傷を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること」を規定している。赤十字国際委員会のコメントリーは、この義務が軍事上の原則である経済の原則と関連しているとする一方で、経済の原則を超えて可能な限りの予防措置をとることを求めている。そうした例の一つとして、付随的損害を回避するために、攻撃のタイミングが調整されたことが挙げられている⁵³⁾。また、特定兵器について特に必要な予防措置の規定がある場合はそちらも参照されるべきであり、例えば特定兵器使用禁止制限条約の第二議定書は地雷やブービートラップについてそのような義務をおいている⁵⁴⁾。他にも、予防措置には交戦規則 (rules of engagement) の作成といった攻撃の実施における指針の作成が含まれることも指摘されてい

50) *N.Z. Manual*, *supra* note 49, para. 8.7.10.

51) *Ibid.*, para. 8.7.2.

52) Department of Defence, *Australian Defence Doctrine Publication 06.4: Law of Armed Conflict* (2006) (*Australian Manual*), para. 5.54; Norwegian Chief of Defence, *Manual of the Law of Armed Conflict* (2013) (*Norwegian Manual*), para. 2.29.

53) Sandoz *et al.* (eds.), *supra* note 42, para. 2200. *See also* Dinstein, *supra* note 11, paras. 353-354.

54) Sandoz *et al.* (eds.), *supra* note 42, paras. 2201-2202.

る⁵⁵⁾。

『慣習国際人道法』では、規則17が付随的損害を最小限にするために、戦闘の手段・方法の選択にあたりすべての実行可能な予防措置がとられなければならないことを述べている⁵⁶⁾。この規則は第一追加議定書57条2項(a)(ii)に由来するもので、ここでいう「予防措置」には攻撃のタイミングや人口密集地での戦闘の回避、目標と均衡的な戦闘の方法(means)の選択、精密兵器の使用、目標選定が含まれている。また、予防措置としての目標選定は『慣習国際人道法』の規則21において特に求められていることが言及されている⁵⁷⁾。国家の武力紛争法マニュアルは、ここで言われている実行可能な予防措置として、攻撃のタイミングの調整や軍事目標の攻撃する部分の選択、攻撃の行われる方向、使用する兵器・武器の選択といった措置を挙げている⁵⁸⁾。対して、これらの予防措置の実行可能性に関して、攻撃の実行者との関連では攻撃の重要性や緊迫性、予防措置をとることによる友軍の危険といった要素が、目標そのものについては目標の情報や天候、地形といった要素が考慮されるべきであるとしている⁵⁹⁾。

(3) 第一追加議定書57条2項(a)(iii)：付随的損害を評価する義務

第一追加議定書57条2項(a)(iii)は、「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻

55) Michael Bothe and Karl J. Partsch, Waldemar A. Solf, *New Rules for Victims of Armed Conflict* (Nijhoff, 1982), p. 364.

56) Henckaerts and Doswald-Beck (eds.), *supra* note 41, p. 56.

57) *Ibid.*, p.58.

58) *U.K. Manual*, *supra* note 49, paras. 5.32.4, 5.32.6; *Australian Manual*, *supra* note 52, para. 5.57; Department of Defense, *Department of Defense Law of War Manual* (2016) (*DoD Manual*), paras. 5.2.3.2, 5.11.3; *N.Z. Manual*, *supra* note 49, para. 8.7.20; Danish Ministry of Defence, *Military Manual: On International Law Relevant to Danish Armed Forces in International Operations* (2020) (*Danish Manual*), p.317. See also William H. Boothby, *The Law of Targeting* (Oxford University Press, 2012), p. 124.

59) *U.K. Manual*, *supra* note 49, para. 5.32.5; *Danish Manual*, *supra* note 58, p. 318.

撃を行う決定を差し控えること」として、攻撃によって生じる付随的損害を評価し、過度な付随的損害の予測される場合攻撃が行われてはならないことを規定している。赤十字国際委員会のコメントリーは、目標を識別する義務と同様に⁶⁰⁾、付随的損害の評価に関するこの義務についても常識と信義誠実に基づいて履行されなければならないとしている⁶¹⁾。付随的損害の発生に寄与する要因としては、文民や民用物の所在や地形、使用される武器の精度や天候、軍事目標の性質、戦闘員の技術的スキルなどが例示されている⁶²⁾。また、軍事的利益の評価について、協調された攻撃について全体としての軍事的利益が考慮される一方で、このことは目標区域爆撃⁶³⁾のような戦闘の方法を許容するものではないことも述べられている⁶⁴⁾。

『慣習国際人道法』の規則18は第一追加議定書57条2項(a)(iii)に由来するこの義務について、攻撃の付随的損害が予測される直接的かつ具体的な軍事的利益と比較して過度であるか、すべての実行可能なことを通して評価しなければならないとしている⁶⁵⁾。

(4) 第一追加議定書57条2項(b)：攻撃を統制する義務

第一追加議定書57条2項(b)は、「攻撃については、その目標が軍事目標でないこと若しくは特別の保護の対象であること、又は当該攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷若しくはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測されることが明白となった場合には、中止し又は停止する」として、攻撃がはじめられた後であっても、攻撃の違法性が明らかとなった場合には問題の攻撃を中止または停止しなければならないことを義務

60) Sandoz *et al.* (eds.), *supra* note 42, para. 2198.

61) *Ibid.*, para. 2208.

62) *Ibid.*, para. 2212.

63) 第一追加議定書51条5項(a)参照。

64) Sandoz *et al.* (eds.), *supra* note 42, para. 2218.

65) Henckaerts and Doswald-Beck (eds.), *supra* note 41, p. 58.

づけている。

この義務は攻撃の計画や決定だけでなく、攻撃が実行された後にも適用される義務である。赤十字国際委員会のコメントリーは、この義務の例として、視覚的な判断に基づく中止や停止を挙げており、遠距離からの攻撃や夜間等においては視覚的識別が困難であることからより注意が払われなければならないとしている⁶⁶⁾。他にも、この義務の履行は他の予防措置をとる義務と同様に権限ある上官から部下までの広い対象に対して求められている⁶⁷⁾。そして、57条2項(b)の義務の履行にあたっては当然に目標の識別と均衡性の評価が求められることになるが、特に協調的な軍事作戦において部下が均衡性の評価を行うことは困難であることが指摘されている⁶⁸⁾。同様に、攻勢の際の義務の履行が困難であることもまた指摘されている⁶⁹⁾。

同様の義務は『慣習国際人道法』の規則19としても確認されている⁷⁰⁾。国家の武力紛争法マニュアルはこの義務に関して、攻撃の実行者には文民の損害に関連する新しい情報が常にもたらされているようにされなければならない、その情報の下で攻撃を中止または停止することが適切な状況においては攻撃を中止または停止しなければならないことを確認している⁷¹⁾。また、攻撃が中止または停止されるべき具体的場合として、攻撃の合法性が不確実となる情報が入手された場合、目標が軍事目標ではなくなった場合、目標が実際には武力紛争法上の特別な保護の下にあった場合、軍事的価値の減少や付随的損害の増大により均衡性評価が変更された場合が挙げられている⁷²⁾。加えて、攻撃が中止されるべき場合における中止の実行可能性の考慮要因として、指揮・命令・通信が実効的であることや攻撃の中止により友軍に許容で

66) Sandoz *et al.* (eds.), *supra* note 42, para. 2221.

67) Bothe *et al.*, *supra* note 55, p. 366.

68) *Ibid.*, pp. 366-367.

69) *Ibid.*, p. 366.

70) Henckaerts and Doswald-Beck (eds.), *supra* note 41, p. 60.

71) *DoD Manual*, *supra* note 58, para. 5.11.4.

72) *N.Z. Manual*, *supra* note 49, para. 8.7.18.

きない損害の危険が生じないことが挙げられている⁷³⁾。

(5) 第一追加議定書57条2項(c)：事前の警告を与える義務

第一追加議定書57条2項(c)は、「文民たる住民に影響を及ぼす攻撃については、効果的な事前の警告を与える」ことを規定している。ただし、同条項はまた、「事情の許さない場合は、この限りでない」ことも規定している。赤十字国際委員会のコメントリーはこの警告の義務に関して、特に遠距離からの砲撃や航空機からの攻撃において、事前の警告はとりわけ奇襲の観点から不都合があるため、この義務に「状況の許す限り」という制限が置かれたとしている⁷⁴⁾。警告は無線やパンフレットを用いるもののほか、攻撃に先立つ目標上空の低空飛行によっても行われうる⁷⁵⁾。また、警告は特定の目標の攻撃だけでなく一般的な警告もありうるもので、例えばある種の施設が攻撃の対象であることの警告が行われうるほか、攻撃目標のリストを通告することもありうる。なお、詭計として攻撃の予告を用いることは禁じられていないが、警告の意義を失わせ、文民が自らを守る機会を失わせてはならない⁷⁶⁾。

事前の警告の実施の必要性を左右する事情について、奇襲の要素が考慮されなければならないことは他のコメントリーでも認められている⁷⁷⁾。他にも、特に第一追加議定書57条2項(c)上の警告を行う義務について、49条4項の規定から既存の確立された国際法上の義務を縮減する性質をもたず、単に保護を追加するものであることが指摘されている⁷⁸⁾。

『慣習国際人道法』の規則20は文民たる住民に影響を与える恐れのある攻撃について事前の効果的な警告が、状況の許す限りにおいて与えられなけれ

73) *Ibid.*, para. 8.7.19.

74) Sandoz *et al.* (eds.), *supra* note 42, para. 2223.

75) *Ibid.*, para. 2224.

76) *Ibid.*, para. 2225.

77) Bothe *et al.*, *supra* note 55, p. 367.

78) *Ibid.*, p. 368.

ばならないとしている。事前の警告を与える義務は長らく慣習法として認識されてきた義務であり、ハーグ陸戦規則の26条でも規定されているもので⁷⁹⁾、第一追加議定書57条2項(c)において改めて規定された⁸⁰⁾。『慣習国際人道法』では、「状況の許す限り」という制限について、作戦の成功のために奇襲の要素が不可欠である場合や攻撃部隊か友軍の安全といった要素が考慮される。加えて、この義務に基づく警告を行う義務は、影響を受けるのが文民たる住民である場合に限定されており、文民の不在が確認されている場合、警告を行う必要はないとされる。また、警告は「効果的」でなければならぬが、部隊の保護の観点から特定の必要はないことも主張されている⁸¹⁾。

国家の武力紛争法マニュアルは、事前の警告の義務について攻撃の危険を文民が回避できるように、文民及び当局が措置をとれるようにするための義務であると位置づけており、警告の態様はこの目的を達成できるものでなければならないとしている⁸²⁾。そのための具体的な措置の例として、国家指導部に対する通告や文民たる住民へのラジオやパンフレット、口頭による直接の伝達、場合によっては低空飛行や威嚇射撃が挙げられている⁸³⁾。なお、警告を行うことができない事情として、作戦成功のための奇襲の要素を確保する必要性や攻撃に従事する部隊の安全を確保する必要、警告の実行可能性が挙げられている⁸⁴⁾。

79) ハーグ陸戦規則26条は警告の義務について、次のように規定している。「攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲ノ場合ヲ除ケノ外砲撃ヲ始ムルニ先チ其ノ旨官憲ニ通告スルヲ為シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘキモノトス」。See also Anthony P. V. Rogers, *Law on the Battlefield* (Manchester University Press, 1996), pp. 48–49, 60–61.

80) Henckaerts and Doswald-Beck (eds.), *supra* note 41, p. 62.

81) See *ibid.*, pp. 64–65.

82) *U.K. Manual*, *supra* note 49, para. 5.32.8; *Norwegian Manual*, *supra* note 52, paras. 2.36, 2.37; *DoD Manual*, *supra* note 58, para. 5.11.5.2; *Danish Manual*, *supra* note 58, p. 317. なお、警告は目的を達成できるのであれば特定の攻撃の警告ではない、より一般的な性質の警告でよいことが主張されている。*DoD Manual*, *supra* note 58, para. 5.11.5.2.

83) *U.K. Manual*, *supra* note 49, para. 5.32.8; *DoD Manual*, *supra* note 58, para. 5.11.5.2; *N.Z. Manual*, *supra* note 49, para. 8.7.24. See also Boothby, *supra* note 58, p. 128.

84) *U.K. Manual*, *supra* note 49, para. 5.32.8; *DoD Manual*, *supra* note 58, para. 5.11.5.4; *N.Z.*

(6) 第一追加議定書57条3項：目標の選択における義務

第一追加議定書57条3項は、「同様の軍事的利益を得るため複数の軍事目標の中で選択が可能な場合には、選択する目標は、攻撃によって文民の生命及び民用物にもたらされる危険が最小であることが予測されるものでなければならない」ことを規定している。この義務はまた、第一追加議定書の51条が規定する区別原則や57条のその他の規定の理論的帰結としても導かれることが指摘されている⁸⁵⁾。また、本規則は文民と民用物を並置しているが、目標の選定にあたっては民用物ではなく、文民の犠牲が少なくなることがより意識されなければならない⁸⁶⁾。

『慣習国際人道法』では、規則21が共通の軍事的利益を獲得するために、いくつかの軍事目標を選択することが可能である場合、目標は攻撃から予測される付随的損害の恐れが最小であるものでなければならないとしている。なお、この義務については目標の選定が文民の影響を最小限に保護する観点からだけでなく、その他の軍事的必要性の影響を受けることから、絶対的な義務ではないと述べられている⁸⁷⁾。

国家の武力紛争法マニュアルは、この義務の履行にあたり自らの部隊を不必要な危険にさらしてはならないとしており、実際上の選択の機会はまだであるとしつつも、可能な場合に付随的損害が最小限になる目標が選択されるとしている⁸⁸⁾。

Ⅲ. 攻撃における環境損害防止のための相当の注意

ここまで、国際環境法上の相当の注意と、武力紛争法上の相当の注意義務

Manual, supra note 49, para. 8.7.23. *See also* Rogers, *supra* note 79, pp. 61-62.

85) Bothe *et al.*, *supra* note 55, p. 368.

86) *Ibid.*, pp. 368-369.

87) Henckaerts and Doswald-Beck (eds.), *supra* note 41, pp. 65, 67. 関連して、アメリカの武力紛争法マニュアルはこの義務の付随的損害を少なくする効果を確認する一方で、慣習法ではないとしている。DoD *Manual, supra* note 58, paras. 5.11.7, 5.11.7.1.

88) *N.Z. Manual, supra* note 49, para. 8.7.6.

として位置づけられる攻撃の際の予防措置をとる義務の内容をそれぞれ確認してきた。以下では、国際環境法上の相当の注意を、攻撃の際の予防措置としても位置づけることができるのかを検討する。なお、本稿は武力紛争法の一般的な保護対象である民用物としての環境の保護枠組みを検討の対象とするものであるが、以下の検討では武力紛争法上の特定の環境を保護対象とする枠組みについても必要な範囲で参照する⁸⁹⁾。

1. 事前通報・協議の義務

国際環境法における事前通報・協議の義務は、通報を受けた潜在的被影響国が自身を保護する措置をとれるようにし、また原因国との協議を通して環境損害の可能性を低減させ、紛争を防止することを目的とする義務である。また、通報にはこれらの目的を達成できるだけの情報が含まれていなければならない。

事前通報・協議の義務について、特に協議の義務は信義誠実の諸規則に由来するとされていることや、その機能が協議を通じた深刻な悪影響を与える恐れのある活動の調整を通じたりスクの低減及び関連諸国間の紛争防止であるといったことから、武力紛争の文脈においても妥当する義務であると考えることが難しい。他方で、事前通報の義務についてはこの義務が、潜在的な被影響国が被害を低減する国内的措置をとることができるようにするための義務としても位置づけられていることから、武力紛争の文脈においても妥当する余地が存在している。

武力紛争法上も、国際環境法上の通報の義務と同様の性質の予防措置をとる義務として、第一追加議定書の57条2項(c)の規定するような事前の警

89) こうした枠組みとしては、第一追加議定書は35条3項及び55条が自然環境の保護を、53条が「国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所」の保護を、54条が文民たる住民の生存に不可欠な物の保護として、「食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、かんがい設備等文民たる住民の生存に不可欠な物」の保護を、56条が危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護として、「ダム、堤防及び原子力発電所」の保護を規定している。他にも、1954年の武力紛争文化財保護条約とその二つの議定書が、条約の定義する「文化財」の保護を規定している。

告を行う義務が存在している。第一追加議定書上の事前警告の義務は文民たる住民に影響がある場合に警告を行う義務であるが、例えばハーグ陸戦規則上の事前の警告を行う義務にはこうした制限がなく、さらに妥当な考慮を払う義務を含めた環境的考慮の義務の存在からも、慣習法としての事前の警告を行う義務は、環境、特に自然環境が影響を受ける場合にも適用されると言えるだろう⁹⁰⁾。また、文化財についても1954年のハーグ条約の第二議定書において、第一追加議定書57条2項(c)と同様の義務が文化財についても適用されることが規定されている。なお、事前の警告を行う義務を環境の保護にも適用する場合、効果的な警告を行う義務の存在から、警告は保護対象である環境が文民と異なり自ら避難できないことを踏まえたものでなければならぬ。

加えて、警告の性質については、被攻撃側に被害を軽減する余地を与えるためだけでなく、保護対象が合法的な軍事目標となっている状況を是正するための、いわば協議的に用いられる警告も存在している。この種の警告としては、例えば1949年の傷病兵条約が21条において、「衛生機関の固定施設及び移動衛生部隊が享有することができる保護は、それらの施設及び部隊がその人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用された場合」に失われることを規定しているが、この保護は、「すべての適当な場合に合理的な期限を定めた警告が発せられ、且つ、その警告が無視された後でなければ、消滅させることができない」ことも規定されている⁹¹⁾。環境の保護については、1954年の武力紛争文化財保護条約の1999年の第二議定書において、同議定書の規定する「強化された保護」を受ける文化財が軍事利用されてい

90) 他方で、赤十字国際委員会の『武力紛争における自然環境の保護の指針』は、攻撃の際の予防措置をとる義務である警告を与える義務について、自然環境だけが影響を受ける場合、つまり文民が影響を受けない場合においては警告が推奨されるにすぎないとしている。ICRC, *supra* note 7, para. 136. *Contra* Cordula Doroegé and Marie-Louise Tougas, “The Protection of the Natural Environment in Armed Conflict –Existing Rules and Need for Further Legal Protection,” *Nordic Journal of International Law*, Vol.82, No.1 (2013), p. 35.

91) 警告に関しては同様の枠組みが軍の医療組織以外の医療組織にも適用されている。第一追加議定書13条1項参照。

る場合に、軍事利用の終了を要請する効果的な事前の警告と事態を是正するための合理的な期間が敵対する兵力に与えられなければならないことが規定されている⁹²⁾。

2. 環境影響評価の義務

国際環境法上の環境影響評価の義務における、環境に重大な悪影響をもたらすおそれがある活動から環境が受ける影響を評価することの目的は、環境損害防止義務の履行において必要な客観的情報の取得にある。近年、環境損害防止のための様々な手続的義務が統合的に理解されるに伴い、環境影響評価の実施義務も事前通報・協議の義務と関連づけて述べられることもあるが⁹³⁾、このことは環境影響評価の義務の機能の一部を表すに過ぎない。そのため、環境に重大な悪影響をもたらすおそれがある活動から環境が受ける影響を評価する際に対象となる事項は事前通報・協議の義務の履行に必要な範囲にとどまらず、国家が環境損害を防止し、リスクを最小化するために必要であると考えられる全ての事項におよぶものである。

武力紛争法の下においても、環境が保護の対象である以上、その実効的な保護を確保するための基礎として第一追加議定書の57条2項(a)以下が規定するように、環境の性質は識別され、また攻撃の環境への影響が評価されなければならない⁹⁴⁾。その際、攻撃の際の予防措置をとる義務として、戦闘の手段・方法の選択においてすべて実行可能な予防措置がとられなければならないことや、同じ軍事的利利益をもたらす軍事目標が存在する場合にもっとも付随的損害の少ない目標が選ばなければならないことなどから、武力

92) 武力紛争文化財保護条約13条1項(b)、2項(c)(ii)、(iii)。

93) See Koyano, *supra* note 10, pp. 126-131; 児矢野『前掲書』(注20) 243-250頁、児矢野マリ「環境影響評価に関する国際法の発展と日本」柳原正治・森川幸一・兼原敦子・濱田太郎編『国際法秩序とグローバル経済(間宮勇先生追悼)』(信山社、2021年) 487頁。

94) Doroee and Tougas, *supra* note 90, pp. 34-35; Rüdiger Wolfrum, “The Protection of the Environment in Armed Conflict,” *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol. 45 (2015), p. 84; See also Department of the Navy, *Environmental Protection* (1999) (NWP 4-11), para. 4.2.1.1.2; Joint Chiefs of Staff, *Joint Targeting* (2013) (JP 3-60), Appendix A, p. A-6.

紛争法の下での攻撃から環境が受ける影響の評価においても、軍事目標との識別や付随的損害の評価だけを行わなければならないのではなく、とりうる予防措置の内容や選択可能な軍事目標それぞれについて攻撃を行った場合の環境への影響の比較検討もまた行われなければならない。武力紛争法上の、攻撃の際の予防措置をとる義務としての攻撃から環境が受ける影響を評価する際に対象となる事項が多岐にわたることは、赤十字国際委員会の『武力紛争における自然環境の保護の指針』においても確認されている⁹⁵⁾。

3. 緊急事態を通報する義務

国際環境法上の相当の注意義務の内、緊急事態を通報する義務は事後的な措置である。この点で、攻撃の際の予防措置をとる義務はほとんどが攻撃の事前にとられる措置であることから、緊急事態を通報する義務と直接的に対応する義務を見出すことは難しい。

武力紛争法に該当する個別具体的な義務の存在を見つけることが難しい一方で、攻撃の際の予防措置をとる義務には、一般的義務として文民と民用物を保護するために不断の注意 (constant care) を払う義務が存在していることを忘れてはならない⁹⁶⁾。第一追加議定書において、自然環境の保護を規定する55条1項においても用いられている注意 (care) を払う義務とは、措置をとる義務であり相当の注意義務にあたる⁹⁷⁾。57条1項上の不断の注意を払う義務はその継続的な形態であり、環境への損害を局限するための措置である緊急事態の通報が国際環境法において相当の注意とみなされている以上、武力紛争法においても同様に類似の事態における相当の注意として位置づけられるだろう。

95) ICRC, *supra* note 7, paras. 133-134. 攻撃の際の予防措置をとる義務の履行としての環境影響評価の実施の他にも、第一追加議定書55条1項上の「戦闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意を払う」義務の履行における環境影響評価を行う義務とその内容について、詳細な検討が行われている。Karen Hulme, *War Torn Environment: Interpreting the Legal Threshold* (Nijhoff, 2004), pp. 80-88.

96) 黒崎ほか『前掲書』(注1) 378-379頁参照。

97) Hulme, *supra* note 4, pp. 679-680.

また、緊急事態の通報の義務に関しては、特に第一追加議定書56条が規定する危険な力を内蔵する工作物及び施設である、ダム、堤防及び原子力発電所の保護について、56条3項が、「文民たる住民及び個々の文民は、すべての場合において、国際法によって与えられるすべての保護…を受ける権利を有する」ことを規定している。この点で、原子力発電所への攻撃について、1986年の原子力事故早期通報条約が、「…他国に対し放射線安全に関する影響を及ぼし得るような国境を越える放出をもたらしており又はもたらすおそれがある事故に適用する…」⁹⁸⁾ ことを規定していることから、攻撃の影響がこの要件に合致する場合に同条約の規定する通報の義務が生じる可能性がある⁹⁹⁾。また、ダム及び堤防が攻撃された場合においても、1997年の国際水路の非航行的利用の法に関する条約の28条が「水路国又はその他の国に深刻な害を生じさせ、もしくはその差し迫った恐れのある事態」における緊急事態の通報を義務づけていることから¹⁰⁰⁾、同条約上の緊急事態として通報が義務づけられていると言えるだろう¹⁰¹⁾。

98) 原子力事故早期通報条約1条1項。

99) See Adronico O. Hdede, *The IAEA Notification and Assistance Conventions in Case of a Nuclear Accident: Landmarks in the Multilateral Treaty-Making Process* (Nijhoff, 1987), p.35. 原子力発電所以外に、原子炉から動力を得る軍艦や原子力電池を動力源とする軍事衛星が攻撃された場合にも、緊急事態の通報を行う義務が生じる可能性がある。原子力推進艦への攻撃に関して生じる法的問題については、以下も参照。Akira Mayama, “Combat Losses of Nuclear-Powered Warships: Contamination, Collateral Damage and the Law,” *International Law Studies*, Vol. 93 (2017).

100) 国際水路の非航行的利用の法に関する条約28条2項。

101) 武力紛争の存在が国際環境法条約の適用に与える一般的な影響については以下を参照。ILC, “Effects of Armed Conflict on Treaties,” *Official Records of the General Assembly*, 66th Session, Supplement no.10 (2011) (A/66/10), pp. 173-217; 村瀬信也「武力紛争における環境保護」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）646-650頁、真山全「武力紛争の条約に及ぼす影響に関する国際法委員会条文案の検討」村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会（山田中正大使傘寿記念）』（信山社、2011年）375-398頁。

まとめにかえて：軍事的必要性と環境的考慮の衡量

ここまでの検討から、国際環境法上の環境損害防止義務における相当の注意としてとられる措置のいくつかは、武力紛争法上の攻撃の際の予防措置としてもとられることが明らかとなった。具体的には、国際環境法の実行を通して既に有効であることが明らかないくつかの措置、とりわけ領域内の活動が他国に有害な影響を与えるおそれがある場合の事前通報と環境に重大な悪影響をもたらすおそれがある活動が環境に及ぼす影響の評価について、武力紛争法上ではそれぞれ攻撃の際の事前の警告と攻撃の目標の識別および攻撃の影響の評価として行われなければならないことが示された。これら攻撃の際の予防措置における環境を保護するための相当の注意は、各国の国内法やその他の国内的実施措置においても手続的義務として履行が求められており¹⁰²⁾、手続きの遵守は攻撃の正当性をより確かなものとさせる。

本稿の明らかにした武力紛争法上の環境的考慮の義務の一端は、武力紛争における軍事行動の中でも、攻撃というもっとも環境への悪影響が大きい行動の一つに関するものであり、その意義は大きい。他方で、攻撃は武力紛争法が規律の対象とする様々な軍事行動の一つに過ぎないこともまた確かである。依然として環境的考慮の義務が武力紛争法の体系に与える影響には多くの不明確な部分が残されており、引き続き検討が必要であろう。

加えて、武力紛争における環境的考慮の義務に関しては、どのような措置

102) See Mark P. Nevitt, "Environmental Law in Military Operations," in Geoffrey S. Corn and Rachel E. VanLandingham, Shane R. Reeves (eds.), *U.S. Military Operations: Law, Policy, and Practice* (Oxford University Press, 2016), pp. 421-424; Viola Vincze, "The Role of Customary Principles of International Humanitarian Law in Environmental Protection," *Pécs journal of international and European Law*, Vol. 2017, No. 2 (2017), pp.35-37; Onita Das, "Protecting the Environment during Multinational Military Operations," in Robin Geiß and Heike Krieger (eds.), *The 'Legal Pluriverse' Surrounding Multinational Military Operations* (Oxford University Press, 2020), p.343. この点にも環境の保護に各国の国内実施措置が重要である国際環境法との類似点を見出すことができよう。

をとらなければならないのかだけでなく、どの程度の範囲で履行する必要があるのかも考慮される必要があることを忘れるべきではない。本稿の検討から明らかとなった諸々の義務は、武力紛争法上の手続的義務としてその履行が求められる一方で、その履行にあたっては当然に軍事的必要性の原則の影響を受ける¹⁰³⁾。

軍事的必要性和人道的考慮は武力紛争法の基本原則である。軍事的必要性の原則が武力紛争法の範囲内で、最小の人命と資源の消費による敵の完全又は部分的な屈服のためにどのような程度や種類の武力でも用いることができるとしていることに対して¹⁰⁴⁾、人道的考慮の原則は正当な軍事目的の達成と関係しない苦痛や傷害、破壊を禁止している¹⁰⁵⁾。武力紛争法の発展や解釈は、これらの原則の衡量によって推し進められてきた。したがって、人道的考慮の原則に基づく保護は、軍事的必要性の原則によって、紛争当事者による軍事行動の遂行に必要な修正が施される。もっとも、こうした軍事的必要性の原則による修正は、直接的に軍事的必要性の例外が認められている場合を除き¹⁰⁶⁾、武力紛争法規則自体に内在する制約によって行われることとなる。例えば、攻撃の際の予防措置をとる義務にみられる「すべての実行可能な予防措置」や、「事情の許さない場合」といった文言がそうした制約に該当する¹⁰⁷⁾。

つまり、環境的考慮の義務の下でとられなければならない一連の環境損害を防止するための措置についても、該当する攻撃の際の予防措置をとる義務が内在する制約の中で履行される。具体的には、環境に損害を与える攻撃の

103) こうした環境保護の要請との相反について、例えば国際環境法の文脈では持続可能な開発の原則との間における緊張関係を挙げることができるだろう。見矢野『前掲書』(注20) 241-242頁参照。

104) *U.K. Manual, supra note 49, para. 2.2.*

105) *Ibid., para. 2.4.*

106) 例えば、ハーグ陸戦規則23条(ト)は、「戦争ノ必要上万已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押取スルコト」を規定している。See also Henckaerts and Doswald-Beck (eds.), *supra note 41, p. 143.*

107) See Heinegg, *supra note 49, p. 334.*

事前の警告は事情の許す場合にのみ行われ、また攻撃が環境に及ぼす影響の評価は実行可能な範囲で行われることとなる。

本研究は科研費（JSPS KAKENHI Grant Number JP 21K01172）及び（JSPS KAKENHI Grant Number JP 21K13197）の助成を受けた研究成果の一部である。